

令和 8 年第 5 回
笠間市農業委員会総会会議録

令和 8 年 5 月 28 日 開会
令和 8 年 5 月 28 日 閉会

笠間市農業委員会

令和 8 年笠間市農業委員会第 5 回定例総会

〔令和 8 年 5 月 2 8 日〕

-
- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 非農地証明願について
日程第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 8 議案第 6 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について
日程第 9 報告第 1 号 農地法第 4 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第 10 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 11 報告第 3 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 非農地証明願について
日程第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 8 議案第 6 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について
日程第 9 報告第 1 号 農地法第 4 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第 10 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 11 報告第 3 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
-

出席委員

1 番	深 谷 聡 君	1 1 番	青 木 勝 照 君
2 番	寺 門 博 君	1 2 番	小 沼 祐 君
3 番	込 山 祐 一 君	1 3 番	荻 津 修一郎 君
4 番	三 橋 美 香 君	1 4 番	入 江 保 夫 君
5 番	高 野 尚 夫 君	1 5 番	園 部 孝 男 君
6 番	鶴 田 英 樹 君	1 6 番	鈴 木 明 君
7 番	飛 田 稔 君	1 7 番	稲野邊 茂 生 君
8 番	大 橋 正 義 君	1 8 番	國 谷 博 隆 君
9 番	高 安 行 男 君	1 9 番	永 田 良 夫 君
1 0 番	菅 谷 賢 一 君		

欠席委員

な し

出席説明員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 猛 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	島 田 耕 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 係 長	松 本 高 彦 君
農 政 課 長 補 佐	須 藤 辰 紀 君
農 政 課 係 長	多 辺 田 さ と み 君
農 政 課 主 事	白 石 和 輝 君

午後 1 時 3 0 分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） ただいまから令和 8 年第 5 回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第 2 項の規定により、11番青木勝照委員並びに12番小

沼 祐委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号43について、議席番号8番、17番委員より調査報告を願います。

8番。

○8番（大槌正義君） 番号43について報告します。

5月22日、調査委員2名、申請代理人立会いの下、調査をしてきました。

申請地、申請理由、申請内容は議案書のとおりです。

場所は、本戸の県道109号線を稲田方面に抜ける道沿いにある秋園鋼材株式会社笠間工場の近くでした。

譲渡人の申請理由は、譲受人の要望に応じる。

譲受人の申請理由は、新しく農地を購入し、農業経営を始めたいとのこと。

権利関係は売買による所有権移転です。

現地を確認したときは、既に耕作されている状態で、ネギが作付されていました。

機械、労働力、技術ともにそろっており、問題ないと見てきたので、御審議くださいますようお願いします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号44について、議席番号9番、18番委員より調査報告を願います。

9番。

○9番（高安行男君） 番号44の案件につきまして、調査結果を御報告いたします。

5月26日午前10時から、指名調査委員及び推進委員と譲受人との立会いの下、現地を調査してまいりました。

譲渡人、譲受人、申請地等については、議案書記載のとおりであります。

申請地につきましては、国道50号線、小原滝川交差点から池野辺方面に、約250メートル進んだ西側に位置する農地であります。

申請地に関しては、道路に面した農地が譲受人の所有地であり、譲渡人の農地は袋地の栗畑となっております。

譲渡人の申請事由は、高齢化により農地の管理が困難となってきたことに加え、後継者がいないことから、隣接する譲受人に打診したところ、承諾が得られたので売却したいとのことでありました。

譲受人の申請事由は、売却したい旨の申出があり、管理が困難となった場合、荒れてしまうことが予想されるため、譲り受けて自己所有地に合わせて管理するとのことであります。

耕作を目的とした所有権の移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

そのほか、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号45について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

10番。

○10番（菅谷賢一君） 番号45について、調査結果を報告いたします。

5月23日、指名調査委員と譲受人及び代理人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線バイパスを石岡方面に向かって、市野谷北の交差点から50メートル先を左折し、130メートルぐらい行った左右の3筆の土地と、市野谷北の交差点から石岡方面に500メートルぐらい行ったバイパス沿いの右側の土地になります。

譲受人の申請理由は、農業経営の拡大です。

譲渡人の申請理由は、譲受人の要望に応じることです。

農業の従事者は2名で、ショウガやブドウの栽培を行っています。

農機具は、トラクターや耕運機のほかに、3トンダンプやパワーショベルなどを所有しています。

申請地の作付予定作物はショウガです。

自然環境は良好であり、効率的に耕作できるものと思われます。

権利関係は売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号46、47について、議席番号3番、12番委員より調査報告をお願いします。

3番。

○3番（込山祐一君） 番号46について、調査の結果を説明いたします。

5月22日8時30分より、指名調査委員2名と推進委員、譲渡人立会いの上、調査をしてまいりました。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道石岡城里線上の安居交差点を石岡方面へ1キロメートルほど行った左側にありました。

譲受人の申請事由ですが、現在、高崎市、前橋市、栃木市で営農型太陽光発電事業を運営しており、今回新たに笠間市でも運営したいとのことです。

譲渡人の申請事由は、高齢により規模を縮小するため、農地を譲り渡したいとのことでした。

取得後の申請地の利用計画は、営農型太陽光発電施設を設置してから、梅を10アール当たり15本ぐらい植える予定です。

権利移転の内容は売買で、耕作を目的とした所有権の移転です。

そのほか機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号47について、調査の結果を報告いたします。

5月22日9時より、指名調査委員2名と推進委員、譲渡人と代理人立会いの上、調査をしてまいりました。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道石岡城里線上の俎倉交差点を岩間インターチェンジ方面へ150メートル進んだ先を左に曲がり20メートル入った右側にありました。

譲受人の申請事由は、現在住んでいる家の隣接地にある農地を父親から贈与を受け、自家消費用の野菜作りを行いたいとのことです。

譲渡人の事由は、高齢のため、長女に畑を譲り、少しずつ農業を指導したいとのことでした。

権利関係は贈与で、耕作を目的とした所有権の移転です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたしま

す。

番号43から47につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

審議が終了するまでの間、11番青木勝照委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後1時42分休憩

午後1時42分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号、番号43について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第1号、番号43は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、11番青木勝照委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後1時43分休憩

午後1時43分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く4件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く4件について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第1号の1件を除く4件につ

いて、原案のとおり決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号17、18について、議席番号8番、17番委員より調査報告をお願いします。

8番。

○8番（大槁正義君） 番号17と18について報告します。

17と18は、申請者が同一で、申請地も近くでしたので、まとめて報告します。

この申請は、営農型太陽光発電施設下部支柱の更新申請です。

場所は、県道109号線を北関東自動車道の高架下を過ぎて、友部方面に約1キロメートル行ったところですが。番号17は、右に曲がってしばらく行ったところで、番号18は、左に曲がって約100メートル行ったところの2か所でした。

現地を確認したところ、栗を栽培しており、しっかり下草も刈られていて、管理されておりました。

周辺への影響もなく、問題ないと見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号17、18につきましても、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号、第4条の規定による許可申請について、原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定い

たしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号52について、議席番号7番、14番委員より調査報告をお願いします。

7番。

○7番（飛田 稔君） 番号52について報告いたします。

5月22日、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査いたしました。

申請目的等については、議案書の記載のとおりです。

申請地は、下市毛のエネオス笠間駅前店から踏切方面に300メートルほど進み、左折し100メートル進んだ右側です。

譲渡人の申請理由は、維持管理が難しく、今後、耕作予定がないため、譲りたいとのことです。

譲受人の申請理由は、休耕地を有効活用することにより、自然エネルギーを利用した環境保全活動事業の取組を推進したく、譲り受けたいとのことです。

権利関係は、売買による所有権移転です。

境界の杭が確認できたところと、樹木が大きくなって、杭が確認できなかったところは、仮杭で確認いたしました。

隣接状況は、東側、道路、西側、畑、南側、畑、北側、道路です。

雨水排水は敷地内自然浸透処理です。

その他、関係書類も完備されており、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号53、54について、議席番号2番、16番委員より調査報告をお願いします。

2番。

○2番（寺門 博君） 番号53について、調査の結果を説明いたします。

5月20日、指名調査委員2名と代理人で現地の調査を行いました。

申請人、申請地、申請目的等について、議案書の記載のとおりです。

申請地は、県道真端水戸線沿いの池野辺公民館より北へ900メートルほど入ったところにありました。

譲受人の申請事由は、太陽光発電事業を行っており、業務の拡大のため適地を探しており、調査の結果、本申請地が適地と判断し、土地の所有者との合意を得られたとのことで

す。

譲渡人の申請事由は、譲受人から申出があり、譲っても農業経営に支障のない土地とのことで、了承したとのこと。

契約の内容は売買で、資金計画は自己資金だそうです。

隣接地は、北側、南側は田、東側、西側は道路。隣接地への日照、通風等の影響はないものと思われます。

汚水、雑排水はなし、雨水は敷地内処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 16番。

○16番（鈴木 明君） 番号54について、調査結果を報告いたします。

5月20日午後1時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地の調査を行いました。

申請人、申請地は、議案書の記載のとおりです。

申請地は、県道宇都宮笠間線より、県道鶏足山片庭線に右折し、300メートルほど入った県道沿いの左側にありました。

この申請地は、昨年11月の総会で農振農用地からの除外がやむを得ないと判断した農地でした。

転用目的は、太陽光発電施設です。

譲受人の申請理由は、土地購入費が予算内の金額、太陽光を遮る物がない良好な土地で、既存電柱の利用により電力負担金の節約、切土、盛土による造成が不要といった要件を満たす、このような条件の土地をほかに見つけることができなかったそうです。そこで本申請地を譲り受けることにしたそうです。

譲渡人の申請理由は、土地の有効利用を図るため、相手方の要望もあり、所有権移転の契約に応じることとしたそうです。

権利関係は、売買による所有権移転で間違いありません。

資金調達については自己資金です。

隣接地への影響については、フェンスは網状で、日照、通風に影響なし。東側、県道、西側、畑、南側、農道と宅地、北側は田で、隣接よりも土地が一段下がっており、隣接地への影響はないと思われます。

取水計画はなし、汚水、雑排水は発生しない、雨水は敷地内自然浸透処理です。

防災計画は、施工中、設備搬入車両の通行に注意し、学童の通学時間帯は避け、施工後は定期的な巡回を行い、除草、清掃を徹底し、万一土砂の流出があれば、土留めを行うそうです。

また、許可後、工事施工に当たり、申請地と県道の間に農業用水路及び防火用水路が50

年以上前よりあるので、それを塞がないように代理人に伝えました。

埋蔵文化財については、笠間市生涯学習課に2025年2月5日に確認し該当なし。土地改良区域外であることを、笠間市土地改良区に2024年12月23日に確認済みだそうです。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号55、56について、議席番号8番、17番委員より調査報告をお願いします。

8番。

○8番（大橋正義君） 番号55について報告します。

なお、先ほど報告しました3条許可申請番号43と、申請人は同一で、申請場所は隣接しています。

申請事由、申請地は議案書のとおりです。

権利関係は、売買による所有権移転です。

譲受人の申請事由は、10年以上前から利用している自宅の敷地、侵入路並びに駐車場、物置、自転車置場として引き続き利用したい。

譲渡人の申請事由は、相手の要望に応えるとのことでした。

周辺への影響は特にありません。

始末書が添付されています。

申請地の境界杭も確認してきました。

関係書類もそろっており、特に問題ないと見てまいりましたので、よろしく御審議くださいをお願いします。

○議長（永田良夫君） 17番。

○17番（稲野邊茂生君） 番号56につきまして、調査の結果を報告いたします。

5月22日に、指名調査委員と譲受人、譲渡人の代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

転用事由は、太陽光発電施設です。

申請地につきましては、県道稲田友部線、ちょうど稲田と本戸の境にあった元の市営団地に入り、約100メートル進んだ右側に当たります。

現地は篠が生えており、その場所をきれいに片付けてありました。

境界杭等につきましても、ちゃんと確認をしてまいりました。

周辺につきましては、一部ヒノキの植えてある場所がありましたが、それ以外はほとんど篠が生い茂っている状況であります。

権利関係につきましては、売買で間違いありません。

そのほか関係書類等についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号57について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

1番。

○1番（深谷 聡君） 番号57について、調査の結果を報告します。

5月21日に、指名調査委員2名と申請代理人で現地調査を行いました。

申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部中学校サッカーグラウンドを南に10メートル進んだ先のところにありました。

譲受人の申請事由は、現在アパートに住んでおりますが、昨年第2子が誕生し、成長に伴い、今後住まいが手狭になることを考え、学校や公園が近い土地に自己住宅を建築することを計画したとのこと。

譲渡人の申請事由は、譲受人の希望に応じることです。

近隣状況は、東側、宅地、西側、畑、南側、畑、北側、道路。

隣接地への影響は、敷地内の北東に寄せて建物を配置することで、日照、通風に配慮するとのこと。

取水計画は公共上水道、排水計画は公共下水道、雨水については側溝放流です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号58、59について、議席番号9番、18番委員より調査報告を願います。

9番。

○9番（高安行男君） 番号58の案件につきまして、調査の結果を御報告いたします。

5月26日午後1時から、指名調査委員及び推進委員、申請代理人との立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地等については、議案書記載のとおりであります。

申請地につきましては、小原神社交差点から内原駅方面に100メートル行き、右に450メートル入った農地であります。

申請地に関しては、東側が市道、南側、宅地、西側、自己住宅、北側が畑であり、隣接者の承諾を得ております。

用途は太陽光発電施設であり、権利移転の契約内容は売買であります。

隣接地への日照、通風、農地等への影響はございません。

ただし、雨水対策については、北側に傾斜しているため、雨水が流入しないよう盛土を指示しました。雨水は敷地内浸透処理であります。

外柵は、高さ1.2メートルのフェンスを境界線から2メートル離れた中で設置することです。

そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、番号59の案件につきまして、調査結果を報告いたします。

5月25日午前9時から、指名調査委員及び推進委員と、申請代理人との立会いの下、現地調査をしてまいりました。

譲渡人、譲受人、申請地等については、議案書に記載のとおりであります。

申請地につきましては、小原神社交差点から内原方面に向かう道沿いの、一本松古墳近くにある農地であります。畑地帯総合整備事業で整備された土地であり、この事業の完了から、今年で10年目となります。

また、令和8年2月20日付、笠農政第905－2号により、農業振興整備計画変更の見込通知が出ており、書類が添付されております。

譲受人は、現在、旭町の賃貸住宅で暮らしておりますが、結婚を機に、手狭なことから自己住宅建築を計画しましたとのこと。

申請地は、市道に面した農地で499平方メートルであります。

権利関係は使用貸借です。

計画面積については、隣接する実家の西側境界線に沿った形状で利用され、必要最小限の面積であります。

雨水は敷地内浸透処理。取水は上水道、汚水、雑排水は合併浄化槽処理後、敷地内浸透処理。

隣接地への日照、通風に影響はございません。

資金計画は銀行からの借入金でございます。

そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号60について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

11番。

○11番（青木勝照君） 番号60について、調査結果を報告いたします。

5月23日、指名調査委員と譲受人及び譲渡人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、泉の交差点を右折して、八郷方面に2.5キロメートル進み、右折して、約100メートル行った右側の土地です。

譲受人の申請理由は、自己住宅建設です。

譲渡人の申請理由は、譲受人の要望に応じることです。

取水は公共上水道を使用し、汚水、雑排水は農業集落排水本管に接続します。雨水は敷地内に浸透ますを設置し、浸透処理します。

隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。

計画面積は、必要最小限の面積と考えます。

権利関係は、贈与に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号61について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

3番。

○3番（込山祐一君） 番号61につきまして、調査の結果を説明いたします。

5月22日10時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インターチェンジ入口の信号を小美玉方面へ500メートル行き、左に70メートルほど入った右側の休耕地です。

譲受人の申請事由は、所有者様より本件の土地を処分したいというお声を頂き、当社から土地を買い取り、太陽光発電施設の開発を進めていくという話で合意したとのこと。

譲渡人の申請事由は、耕作を続けることができず、処分に困っていたところ、土地を買い取っていただける話をいただいたためとのこと。

権利移転の内容は売買で、資金調達の面から見ても現実性は認められます。

隣接地への影響ですが、東側が雑種地、西側が道路、南側と北側が太陽光発電施設です。

耕作地への影響はありません。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局より、農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号59につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と判断されます。

番号57及び61につきましては、用途地域内の農地であるため、第3種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されます。

農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

審議が終了するまでの間、11番青木勝照委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時10分休憩

午後2時10分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号、番号55について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第3号、番号55は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、11番青木勝照委員、入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時11分休憩

午後2時11分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く9件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く9件について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第3号の1件を除く9件について、原案のとおり決定いたしました。

議案第4号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号4について、議席番号3番、12番委員より調査報告をお願いします。

3番。

○3番（込山祐一君） 非農地証明願について、調査の結果を報告いたします。

5月22日10時30分より、指名調査委員2名と地権者立会いの上、調査をしてまいりました。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線の、小島交差点を小美玉方面へ350メートルほど行き、左へ350メートルほど入ったところにありました。

この農地は、出入口のない土地のため、20年以上前から雑種地として利用していました。隣接地から竹が入り込み、竹林になってしまったとのことでした。

このほど、隣接地でキャンプサイトの計画があり、工事を進めていた地権者に竹林の伐採を依頼したところ、一体的に整備をするということで、現在は、碎石が敷き詰められました。

進入路のない土地なので、このまま隣接の方に利用してもらうほうがいいのかと見てまいりましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

15番。

○15番（園部孝男君） 以前に申請が出ているキャンプ地の上ですね。

○3番（込山祐一君） はい。その申請地の隣接地です。

○15番（園部孝男君） 将来的には、キャンプ地を整備する人が、本申請地も利用するという意味合いなのですか。

○3番（込山祐一君） そうだとは思いますが、どちらにしても進入路がなく、他人の土地を通して入っているそうです。敷地内に宅地があり、家の建て替えを予定していたが、進入路がないため、銀行融資を受けることができない土地とのことでした。

○議長（永田良夫君） そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） それでは、直ちにお諮りいたします。

議案第４号 非農地証明願について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第４号は原案のとおり決定いたしました。

議案第５号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第７、議案第５号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第５号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、９ページになります。

農地中間管理事業により、公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が１件となります。権利関係は、賃貸借権の設定が１件となります。合計１筆、８００平方メートルの計画でございます。

詳細につきましては、議案書９ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項に規定されている、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第５号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）について、原案のとおり

決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号（機構・受け手間契約）は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、10ページから13ページになります。

農地中間管理事業により、公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が10件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が4件、賃貸借権の設定が6件となります。合計15筆、2万1,283平方メートルの計画でございます。

詳細につきましては、議案書10ページから13ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 議案第5号（一括契約）については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第5号（一括契約）の番号57について審議いたします。

審議が終了するまでの間、4番三橋美香委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時21分休憩

午後2時21分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号（一括契約）の番号57について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号（一括契約）の番号57は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、4番三橋美香委員が入場しますので、暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時22分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第5号（一括契約）の1件を除く9件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案の第5号（一括契約）の1件を除く9件について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号（一括契約）の1件を除く9件について、原案のとおり決定いたしました。

次の日程第8、議案第6号は、農政課職員が説明のために入場しますので、暫時休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時26分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による
農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約についてを議題といたします。

番号1について、農政課より説明願います。

○農政課主事（白石和輝君） 農政課農業振興グループの白石と申します。

私からは、農業振興地域整備計画の変更申請案件について御説明させていただきます。
着座にて失礼いたします。

今回は、除外3件の変更申請となっております。よろしくお願いいたします。

番号1から御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。

案件1、1ページが変更申請書となっております。事業計画者、土地所有者の情報になります。こちらの申請は、農振農用地からの除外案件になります。

事業計画者及び土地所有者は申請書に記載のとおりで、事業計画者と土地所有者の関係は親族外で、売買関係となっております。

事業計画地について、記載のとおりです。池野辺814番1、1筆の一部。登記地目が畑。面積は、合計740平方メートルのうち497.34平方メートルです。

続いて、利用目的及び土地の選定理由についてです。

利用目的は、自己用住宅の建築です。

事業計画者は、現在、夫婦で市外の借家に居住しておりますが、今後の生活を見据えると手狭となることが見込まれるため、住宅の建築を計画しております。

土地の選定理由については、今後、親の高齢化に伴うサポートを視野に入れ、夫婦それぞれの実家の中間地点である笠間市を候補地として検討いたしました。

また、建築する住宅がログハウスであり、アウトドアに適した農村部での居住を希望していることに加え、犬を複数飼育していることから、周辺に住宅が少なく、犬を走らせることができる十分な庭を確保できる条件に適していたため、本申請地を選定しております。

続きまして、事業内容に関し、関連資料を用いて御説明いたします。

2ページ、3ページが計画地の位置図及び付近の状況図となっております。計画地は県道113号線を北上し、池野辺公民館の東側に位置しております。

続いて、4ページに参ります。

4ページは、土地の利用計画図となっております。こちらの土地に、木造2階建ての住宅を建てる計画となっております。

5ページを御覧ください。

5ページは求積図となっております。冒頭に申し上げたとおり、面積は497.34平方メートルとなります。

続いて、6ページを御覧ください。

6ページが申請地及び隣接地の状況を記載した公図の写しとなっております。

続きまして、7ページから9ページが計画している住宅の平面図、求積図及び立面図となっております。

続いて、10ページが計画地の登記簿となっております。

11ページから13ページが隣接地の所有者の同意書となっております。

続いて、14ページから16ページが代替地の検討確認書及び関連資料となっております。

申請地以外において検討した土地については、地権者が今後も耕作することから、本申請地を選定しております。

最後に、18ページ、19ページが農振農用地区域図、20ページから22ページが現地の確認写真になっておりますので、御確認いただければと思います。

なお、今回の事業計画地については、農振農用地区域の縁辺部にあることを確認しております。

また、農振除外の6要件についてですが、申請地は、他に代替すべき土地がないこと、地域計画の達成に支障を及ぼさないこと、変更後の農用地区域の連担性が保たれるものであること、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないこと、農用地区域内の農業上の利用及び土地改良施設の機能に支障を及ぼさないこと、申請地は土地改良事業区域外であること。以上のことから、要件を全て満たしていることを確認しております。

案件1についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君）　続きまして、番号の1について、議席番号2番、16番委員より調査報告をお願いします。

2番。

○2番（寺門　博君）　番号1につきまして、調査の結果を報告いたします。

5月20日、指名調査委員2名と現地調査を行いました。

代理人とは、事前に電話にて確認いたしました。

申請地は、県道真端水戸線、カーショップガレージカープラスより北へ100メートル入り、鹿島神社の近くにありました。

現在、休耕中で、きれいに管理されておりました。

申請目的は、現在、借家に住んでいるため、独立した世帯を持ちたく、新たに自己住宅を建築するためだそうです。

土地選定理由については、自己所有の土地がなく、購入できる土地を探していたが、申請地を譲ってもらえることになり選定したとのことでした。

隣接地との被害がないよう、盛土はせず現状のままで、境界線から2メートル以上離し建築とのことでした。

申請地は、東側、道路、南側、西側、畑、北側、山林です。

取水は東側道路より市上水管からの取水。汚水は合併浄化槽処理後、敷地内浸透処理とのことです。雨水は浸透ますにて敷地内処理です。

資金計画は銀行融資だそうです。

以上の調査結果から、農振農用地区域から除外することは、やむを得ないと判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

資料を切り替えますので、暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 4 分休憩

午後 2 時 3 5 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

番号 2 について、農政課より説明願います。

○農政課主事（白石和輝君） 続いて、番号 2 について説明させていただきます。

1 ページ目が事業計画者、土地所有者の情報になります。こちらの申請も、農振農用地区域からの除外案件になります。

事業計画者及び土地所有者は、申請書に記載のとおりで、事業計画者と土地所有者の関係は、親族外で、売買関係となっております。

事業計画地については、小原6315番2の1筆で、登記地目が畑、面積は330平方メートルです。

利用目的及び土地の選定理由についてです。

利用目的は、自己用住宅の建築です。

事業計画者の長男夫婦及びその子供を含む4名で市外の共同住宅に居住しておりますが、今後の生活を見据えると手狭となることが見込まれるため、住宅の建築を計画しております。

土地の選定理由については、住宅の建設に当たり、申請者所有地内での増築を検討いたしましたが、敷地に余裕がなく困難でありました。そのため、周辺において適地を検討した結果、申請者宅の道路を挟んだ向かいに位置する土地について、土地所有者から売買の同意を得ることができました。

また、当該地は申請者宅に近接しており、日常的な行き来が容易であることから、長男世帯との相互支援を行う上で適した立地であるため、本申請地を選定しております。

続きまして、事業内容に関し、関連資料を用いて御説明いたします。

2 ページ目、3 ページ目が計画地の位置図及び付近の状況図となっております。計画地は常磐線の北側、小原神社からは南方向に位置しております。

4 ページ目は、土地の利用計画図となっております。こちらの土地に木造2階建ての住宅を建てる計画となっております。

続いて、5 ページが申請地及び隣接地の状況を記載した公図の写しとなっております。

続きまして、6 ページから9 ページが計画している住宅の平面図、求積図、立面図となっております。

続いて、10 ページが計画地の登記簿となっております。

11 ページが隣接地の所有者の同意書となっております。

12 ページから13 ページが代替地の検討確認書、14 ページから19 ページが関連資料となっ

ております。

申請地以外にほかの候補地がないか検討いたしましたが、耕作していることや既存建築物があることなどから、本申請地を選定しております。

最後に、21ページ、22ページが農振農用地区域図、23ページから25ページが現地の確認写真になっておりますので、御確認いただければと思います。

なお、今回の事業計画地については、農振農用地区域の縁辺部にあることを確認しております。

また、農振除外の6要件についてですが、申請地はほかに代替すべき土地がないこと、地域計画の達成に支障を及ぼさないこと、変更後の農用地区域の連担性が保たれるものであること、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないこと、農用地区域内の農業上の利用及び土地改良施設の機能に支障を及ぼさないこと、申請地は土地改良事業を実施しておりますが、8年経過し、現在は土地改良区域外であること。以上のことから、要件を全て満たしていることを確認しております。

案件2についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号2について、議席番号9番、18番委員より調査報告を願います。

9番。

○9番（高安行男君） 番号2につきまして、調査結果を御報告いたします。

5月25日午前9時40分から、指名調査委員及び推進委員と土地所有者立会いの下、現地を調査してまいりました。

事業計画、土地所有者は、議案書に記載の内容でございます。

申請地につきましては、小原神社交差点から内原方面に向かう途中、交差点から300メートル入ったところの農地であります。

この地は、畑地帯総合整備事業で整備された土地であります。この事業の完了から10年目となります。

申請地は、隣接する住宅に接しており、南側、農道、西側、市道に面し、農道と市道の角に防火水槽があり、農道に面した細長い農地であります。

このたび申請者より、長男家族4人でアパート住まいで手狭な状況となっていることから、長男家族の自己住宅を計画したということでございます。

土地の選定した理由及び経緯については、住宅建築に当たり、所有地内での増築などを検討したが、敷地に余裕がなく、対応が困難なため、周辺において適地を検討した結果、自宅前の道路を挟んだ向かいに位置する土地について、土地所有者の承諾が得ることができたということでございます。

以上の調査結果から、ほかの農用地の影響も特になく、土地利用に対して330平方メートルを農用地区域から除外することは、やむを得ないものと判断いたしますので、よろしく

御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

資料を切り替えますので、暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 3 分休憩

午後 2 時 4 4 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

番号 3 について、農政課より説明願います。

○農政課主事（白石和輝君） 続いて、番号 3 について御説明させていただきます。

1 ページ目が事業計画者、土地所有者の情報になります。こちらの申請も、農振農用地区域からの除外案件になります。

事業計画者及び土地所有者は、申請書に記載のとおりで、事業計画者と土地所有者の関係は、本人となっております。

事業計画地について、記載のとおり、小原6315番4の1筆で、登記地目が畑、面積は282平方メートルです。

利用目的及び土地の選定理由についてです。

利用目的は、自己用住宅敷地の拡張です。当該地は、現況において、農地として利用されていない状況であることから、現況に即した土地利用とするため、自己用住宅敷地の拡張を計画しております。

経緯については、当該地は申請者の自宅に隣接しており、従前より、屋敷内の庭として樹木を植栽するなど、住宅敷地と一体的に利用されてきました。先ほどの番号2の除外申請時に、農業委員会から農地として適正な利用がなされていないとの指摘があったことから、当該状況を是正するため、今回変更申請を行うものです。

続きまして、事業内容に関し、関連資料を用いて御説明いたします。

2 ページ、3 ページが計画地の位置図及び付近の状況図となっております。計画地は、常磐線の北側、小原神社からは南方向に位置しております。

続いて、4 ページが申請地及び隣接地の状況を記載した公図の写しとなっております。

続いて、5 ページが計画地の登記簿となっております。

続いて、6 ページが隣接地所有者の同意書となっております。

7 ページから 8 ページが代替地の検討確認書、9 ページから 14 ページが関連資料となっております。先ほどの番号 2 と同様の資料となります。

最後に、16 ページ、17 ページが農振農用地区域図、18 ページから 20 ページが現地の確認写真となっておりますので、御確認いただければと思います。

なお、今回の事業計画地については、農振農用地区域の縁辺部にあることを確認してお

ります。

また、農振除外の6要件についてですが、申請地はほかに代替すべき土地がないこと、地域計画の達成に支障を及ぼさないこと、変更後の農用地区域の連担性が保たれるものであること、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないこと、農用地区域内の農業上の利用及び土地改良施設の機能に支障を及ぼさないこと、申請地は土地改良事業を実施しておりますが、8年経過し、現在は土地改良区外であること。以上のことから、要件を全て満たしていることを確認しております。

番号3についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号3について、議席番号9番、18番委員より調査報告をお願いします。

9番。

○9番（高安行男君） 番号3につきまして、調査結果を御報告いたします。

5月25日午前9時40分から、指名調査委員及び推進委員と土地所有者の立会いの下、現地調査をまいりました。

当申請地は、隣接する土地所有者の住宅に接しており、従前より植木を植栽し使用していた農地であることから、植木に係る農用地282平方メートルを農振農用地から除外するものでございます。

以上の結果から、植栽の部分を最小限にとどめていることから、農用地区域から除外することは、やむを得ないものと判断いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまの説明及び報告について、何か御意見ございますか。

15番。

○15番（園部孝男君） 除外は、やむを得ないと思うのですが、隣接地の6315番3は、先々、事業計画者の家庭菜園という計画ですけれども、形状的にここだけ、農振農用地として残す意味がないのではないかと思います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局からですが、6315の3は、家庭菜園をする目的で、今後、農地法第3条申請をして所有権の移転をすると聞いています。

○15番（園部孝男君） 農地法じゃなくて、農振農用地のほうの考え方として聞いている。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 農地のまま利用するので、農振農用地からは除外しないという考えです。

○15番（園部孝男君） ただ、農用地という意味合いからすれば、それだけではないは

ずです。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） そうですね、家庭菜園ですからね。

○15番（園部孝男君） なので、農政課の考え方を聞きたかった。

○農政課長補佐（須藤辰紀君） 農政課の須藤といいます。お世話になります。

家庭菜園という言葉を取りますと、専ら農地かというところが出てくるかと思うのですが、けれども、ただ、そうはいつでも、土地改良をやったところという部分ではありますので、そういったところで農振農用地に入っているというところは、現時点ではそのまま残しておくべきかと考えております。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時52分休憩

午後2時54分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

そのほか意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） ないようですので、直ちにお諮りいたします。

議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について、番号1から3については、農用地区域から除外することは、やむを得ないということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、番号1から3は、農用地区域から除外することについて、やむを得ないということで決定されました。

それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る農業委員会の意見について、事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 令和8年5月8日付、笠農政第139号で意見を求められた農業振興地域整備計画の変更について、当農業委員会の意見を御説明申し上げます。

番号1について読み上げます。

申請地は、第2種と判断され、利用の目的、申請事由、位置等から判断し、本農地を選択し、申請することがやむを得ないとともに、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

次に、番号2について読み上げます。

申請地は、第1種と判断され、転用は原則不可であるが、農地法施行規則第33条第1項第4号の規定により、利用の目的、申請事由、位置等から判断し、本農地を選択し、申請することがやむを得ないと認められ、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

次に、番号3について読み上げます。

申請地は、第1種と判断され、転用は原則不可であるが、農地法施行規則第35条第1項第5号の規定により、利用の目的、申請事由、位置等から判断し、本農地を選択し、申請することがやむを得ないと認められ、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

以上です。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） それでは、事務局の説明のとおり、農政課へ意見書を提出いたします。

暫時休憩といたします。

午後2時58分休憩

午後2時58分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

報告第1号 農地法第4条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第9、報告第1号 農地法第4条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について、番号2について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

6番。

○6番（鶴田英樹君） 番号2について、調査の結果を報告いたします。

5月21日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。

申請人、申請目的等については議案書のとおりです。

申請地は、常陸農協友部花卉センターを西に150メートルほどのところにありました。

申請事由は、昭和55年頃、隣接宅地上に建築した農業倉庫を道路拡幅事業の際に、農地法の届出をしないまま農地上に移動していたため、今回、法令を遵守するため、制限除外の届出をしたものです。

この件について、始末書が添付されております。

面積は34.78平方メートルで、近隣の農地には影響はないと思われます。

また、関係書類についても完備されており、問題ないと思われますので御報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 農地法第4条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御報告いたします。

議案書につきましては、16ページになります。

番号10は売買のため、合意を解約するものです。

番号11は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号7について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

12番。

○12番（小沼 祐君） 番号7につきまして、調査の結果を報告いたします。

5月22日、指名調査委員2名と、申請人については電話にて連絡を取り、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、岩間第二小学校交差点を南へ600メートル行き、左折し、5メートル行き、また右折し、700メートル行った右側のところにありました。

申請地については、届けどおり、農地改良を完了しており、野菜が栽培していることを確認してまいりましたので報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。
これにて令和８年第５回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午後３時０２分閉会

会議規則第１５条の規定により署名する

議 長

11番 委 員

12番 委 員